

# 山梨県公報

第千八百九十一号

平成二十年

十月二日

木曜日

## 目次

### 告示

家畜伝染病の発生(二件).....	五六一
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(二件).....	五六一
団体営土地改良事業計画の変更認可.....	五六二
道路の区域変更.....	五六二
道路の供用開始.....	五六三
収納代理金融機関の指定.....	五六三
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	五六三
公聴会の実施.....	五六三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	五六四
開発行為に関する工事の完了について.....	五六四
その他	
落札者等の決定について(二件).....	五六四

## 告示

### 山梨県告示第四百十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十年十月二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
----------	-------	-------------	------	------	-------

腐蛆病	みつばち	患畜	五	甲州市塩山下塩	平成二十年九月八日
-----	------	----	---	---------	-----------

### 山梨県告示第四百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十年十月二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	三	山梨市落合	平成二十年九月十一日

### 山梨県告示第四百二十一号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十年十月二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 指定区域

甲州市塩山上於曾(梅ノ木、浄土寺、法正院、神之木及び堰口の区域を除く。)、下於曾(檜、受地、町田、元旗板、林際、正泉、間ノ田、観音堂、源吾田、八反田、金山澤、一の坪、延命、宇賀屋敷、扇田、柳田、清水田及び栗原田の区域に限る。)、上塩後、下塩後、西広門田、熊野(五反田、魚梁場、角田及び八王子の区域を除く。)、上井尻、三日市場(白髭、村西、仏師原前及びひ屋敷添の区域に限る。)、勝沼山(南下河原、北下河原、西之田、久保田、幸神、大塚、山岸、反田、広門田、南田中、上河原、柳田、大日原、八ツ口、前田及び坂下の区域に限る。)、勝沼休息(樋口、梅坪、棗、上沖田、広川、牛池、中沖田、旧地、大門後、経塚、林西、雁林、古阿弥及び北林の区域に限る。)、並びに山梨市小原東(柳原、葉師前、東反保及び西久保の区域に限る。)、小原西(今田、梅木田、相反保、立石、東二本木及び南反保の区域を

除く。)、七日市場(権現窪、金山、赤髭、立石及び東宮ノ前南の区域に限る。)、下井尻(宮東、十王堂、中沢、荒井、町田、相畑、宮之西及び飛澤の区域に限る。)、三ヶ所(野田の区域を除く。)、鴨居寺(吉原の区域を除く。)、上之割(梨木の区域を除く。)、及び東後屋敷(木ノ宮の区域を除く。)(の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十年九月八日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百二十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十年十月二日

一 指定区域

山梨県知事 横 内 正 明

山梨市万力(摺沢、神峯及び城陳の区域を除く。)、下神内川、上神内川(水上三五王子、地藏原、蟹原、一丁田、栗塚、古宮、神田、分木及び下河原の区域に限る。)、大野、矢坪(村上の上の二、山道下、村上一、赤坂、天神、大沢一、大沢一及び古宿の区域に限る。)、落合(甚甫、摺沢、大清水、芦ヶ窪、勝負沢及び三保屋の区域を除く。)、山根(勘七山、大泥及び嵐山の区域を除く。)、南(滝ノ平、長窪及び大平の区域に限る。)、江曾原(長築地道下、堤、道間、中を称及び唐沢の区域に限る。)、上岩下(風表、上蟹田、深田、小武家、下蟹田、山田、湯ノ上、湯端、天神前、竹ノ花、中瀬、天神山畑、牧洞山畑、欠丁、中川田、梅沢及び大平山の区域に限る。)、及び正徳寺(下り川、大久保、甚助、摺沢、大泥及び棚山の区域を除く。)、並びに笛吹市春日居町熊野堂(市道及び日向山の区域に限る。)、下岩下(真向、田草山及び大石の区域を除く。)、徳条(寺ノ前の区域に限る。)、別田(東田町及び雛山の区域を除く。)、桑戸(荒蔵及び神峯の区域を除く。)、小松(宮東、中向及び橋ノ許の区域に限る。)、及び加茂(後町及び榎町の区域に限る。)(の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十年九月十一日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、新田地区共同施行施行委員長細田久から申請のあった土地改良事業(新田地区)計画の変更について、平成二十年九月二十四日に認可した。

平成二十年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 南アルプス公園線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町大字保字大上双里二〇四一番の三から 南巨摩郡早川町大字保字大上双里二〇四五番の三まで	新 二六・五 四〇・五	旧 七・五 一五・五		一六〇・〇

山梨県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	南アルプス市東南湖字市川原滝 沢川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡増穂町大柵字中川原五 九〇番の一地先まで	四〇二・〇	平成二十二年 十月三日

山梨県告示第四百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八号第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十月二日

山梨県知事

横内正明

名称	所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	指定年月日
株式会社 社ゆう ちよ銀 行	東京都千代 田区霞ヶ関 一丁目三番 二号	株式会社ゆうちよ銀行の店舗 、株式会社ゆうちよ銀行が銀 行代理業に係る業務（以下「 業務」という。）の委託契約 を締結した郵便局株式会社の 営業所及び郵便局株式会社が 業務を再委託した者の施設（ 山梨県、茨城県、栃木県、群 馬県、埼玉県、千葉県、東京 都及び神奈川県に所在する店	歳入金、れい入 金及び雑部金（ 県税及びこれに 伴う税外収入に 限る。）	平成二十年 十月一日

公 告

舗、営業所及び施設に限る。

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二日

山梨県知事

横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十二年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人甲州元気村

2 代表者の氏名 柏木清次

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町勝沼千二百六十八番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、安全安心な食料・農林水産物の供給を担う農林水産業を守り育て、かつ暮らしを支え助け合う二十一世紀のむらづくりに関する各種事業を行い、人々が生き生きと、元気で幸福に暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年九月十一日から同年十一月十日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年十月二日

山梨県知事

横内正明

一 開催期日 平成二十二年十月二十四日（金）午後二時

二 開催場所 甲府市相生二二一十七 甲府商工会議所四〇二号室

三 聴こうとする案件 甲府都市計画道路の変更について

四 意見書の提出先 中北建設事務所都市整備課

- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十年十月十六日(木)午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所都市整備課並びに甲府市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 韮崎市藤井町駒井字砂宮神三五三二の二、三五三二の三、三五五〇の三、三五五〇の四、三五五〇の五、三五五〇の六、三五五〇の七、三五五〇の八、三五五〇の九、三五五〇の一〇、三五五〇の一、三五五〇の二、三五五〇の三、三五五〇の四、三五五〇の一五、三五五〇の一六、三五五〇の一七、三五五〇の一八、三五五〇の一九、三五五〇の二〇、三五五〇の二一、三五五〇の二二、三五五〇の二三、三五五〇の二四、三五五〇の二五、三七七八の二、三七七八の三、三七七八の四、三七七八の五、三七七八の六、三七九四の二、三七九四の三、三七九四の四、三七九四の五、三七九四の六、三七九八の二、三七九八の三、三七九八の四、三七九八の五、三七九八の六、三七九八の七、三七九八の八、三七九八の九、三七九九の四、三七九九の五及び三七九九の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道、水、公園他	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県南巨摩郡鵜沢町六百八十六番地 第一リース株式会社 代表取締役 保坂

精治

- 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成二十年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 中巨摩郡昭和町押越字曲淵八三七、八三七の三及び八三七の四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 中巨摩郡昭和町押越八百三十七番地 秋山英明

そ の 他

- 落札者等の決定について  
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成二十年十月二日

山梨県工業技術センター所長 殿 岡 日 吉

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量  
 液体クロマトグラフ質量分析装置(LC/MS/MS) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 山梨県工業技術センター 山梨県甲府市大津町二千九十四番地
- 三 落札者を決定した日  
 平成二十年七月三十一日
- 四 落札者の氏名及び住所  
 株式会社ラボ・テック 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰千百十八番一号
- 五 落札金額  
 三千八百四十九万三千元
- 六 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
 平成二十年六月十二日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年十月二日

山梨県工業技術センター所長 殿 岡 日 吉

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

極表面分析装置（XPS） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県工業技術センター 山梨県甲府市大津町二千九十四番地

三 落札者を決定した日

平成二十年八月二十日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子株式会社東京支店 東京都立川市曙町二丁目八番三号 新鈴春ビル六階

五 落札金額

三千五百九十九万九千二百五十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十年七月十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番